

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市安佐北区大林町50番地
氏名 中村砕石 株式会社
代表取締役 中村 元

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和 2 年 6 月 13 日
許可の有効年月日 令和 7 年 6 月 12 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（破碎・選別）

産業廃棄物の種類

【破碎・選別】 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びびがれき類（これらのうち廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

設置場所 広島県安芸高田市八千代町向山字高丸10498番82外

- (1) 破碎・選別施設 平成7年4月28日設置 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びびがれき類 320 t/日
平成13年4月27日届出
- (2) 保管施設 1,200 m² ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びびがれき類 5,973 m³ 5m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年6月30日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無



安芸高田市

八千代町

事務所

中村砕石(株)

大層敷

スポーツランド

大森田

葛田

野中心

松上

